

令和4年度 豊里中学校部活動指導指針

綾部市立豊里中学校

1 部活動の目的

- (1) 生徒が自ら選択したスポーツ活動や文化活動を活発に取り組みさせることにより、自己の特性を伸ばし個性豊かな人格の形成を図る。
- (2) 異年齢集団での交わりを通して、社会規範やマナーを身に付け、人間関係を構築する力を育む。

2 方針

- (1) 部活動を、体験的に人格形成を図る教育活動の一部としてとらえる。
- (2) 教職員の一致した指導方針に基づき、指導に当たる。
- (3) 生徒の意思を尊重し、理解と納得を重視して指導に当たる。
- (4) 生徒の生活、健康、学習、家庭状況など十分に配慮するとともに保護者との連携を密にする。

3 活動計画

(1) 本年度設置する部活動

- ・ 野球部
- ・ 女子バレーボール部
- ・ 男子バスケットボール部 ・ 女子バスケットボール部
- ・ 男子ソフトテニス部 ・ 女子ソフトテニス部
- ・ 美術部

(2) 活動時間および日数

ア 基本

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(30年3月スポーツ庁)

「京都府部活動指導指針」(30年4月京都府教育委員会)

「綾部市部活動指導指針」(30年5月綾部市教育委員会)

- ・ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた取り扱いを行う。
また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末含)は3時間程度を原則とする。

イ 放課後の部活動

- ・ 水曜日を休養日とすることを基本とする。
 - ・ 活動時間
 - 月別終了時刻・完全下校時刻
 - ◎ 4～10月、2, 3月 16:50 終了 17:00 完全下校
 - ◎ 11～1月 16:30 終了 16:40 完全下校
- * 気象状況等により変更する場合がある。

ウ 朝の部活動

- ・ 朝練習の参加は任意とする。(活動時間 7:45～8:15)

エ 土日の部活動

- ・ 土日の活動は、どちらかの1日とする。
- ・ 土日の活動は、3時間程度の活動とする。
(大会・練習試合はこの限りではない。)

オ 長期休業中の部活動について

次の期間は活動しない。

- ・ 夏休み 学校を閉じる期間
- ・ 冬休み 学校を閉じる期間
- ・ 春休み 4月 1日 ~ 始業式の前日

カ その他

- ・ 期末テストは1週間前から活動禁止を原則とする。
朝練習については生徒の意思を尊重し顧問と相談し決定する。
- ・ 大会等で、土日両日活動した場合には、翌週の他の曜日を休養日とすることを基本とし、該当の部は、朝の部活動及び放課後の部活動を行わない。

4 大会参加について

- (1) 部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものであること。
 - ・ 府中体連主催のものである。
 - ・ 顧問が引率して参加する。
 - ・ その他の大会は、校長が許可した場合のみとする。
 - ・ 部活動として大会(練習試合を含む)に参加する場合は、計画を作成し、保護者に配布する。

5 部活動への入部

- (1) 現行の部のいずれかに全員が所属する。
- (2) 校外クラブ(社会体育)と運動部を兼ねたい場合は、教育相談を行い、入部の手続きを行う。
入部後同様の希望が出てきた場合も同様の教育相談を行う。

6 部活動の運営

- (1) 各部活動顧問は、年間(月毎)活動計画を以下の点に留意し作成する。
 - ・ 本校の活動方針に沿った計画であること。
 - ・ 活動方針・活動計画は管理職による事前の承認を受けること。
- (2) 活動について
 - ア 各活動場所には顧問が付き、指導及び安全管理(施設設備等・熱中症対策・気象変化対策を含む)を行う。顧問が付けない場合は、他の教員が管理を行う。
 - イ 部員の服装は、学校のきまりに沿ったものとする。
 - ウ 大会や練習試合に参加する場合も、学校生活と同様もしくはチームで統一された服装とする。

7 その他

- (1) 本活動方針は、本校ホームページ等で公開する。
- (2) 生徒との連絡方法は、家庭への電話(連絡網)で行う。
- (3) SNS等を使用しての連絡は禁止する。